

県有施設におけるアスベスト除去等対策方針

H17.11 策定

H18.12 改正

H20.3 改正

H29.8 改正

H30.3 改正

熊本県アスベスト問題情報連絡会議

1 目的

この「県有施設におけるアスベスト除去等対策方針」は、重量の0.1%を超えてアスベストを含有する吹付け材等（レベル1、2建材）の使用が確認された県有施設について、その対策を行う時期と処理方法の選定に関する方針を定めたものです。

2 定義

（1）対象とするアスベスト

クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト

（2）対象とする建材

本方針は、以下の建材を対象とします（アスベストをその重量の0.1%を超えて含有するものに限る。）。なお、法令等に基づき、以下の建材と同等と判断された建材についても、本方針に準じて対応します。

●吹付け材（レベル1）

- ・吹付け石綿
- ・吹付けロックウール
- ・吹付けバーミキュライト（ひる石）
- ・吹付けパーライト

※ 以下、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトを「ひる石等」といいます。

※ 吹付け仕上塗材については、建築物等への使用時にはアスベストの飛散の可能性は小さいことから、本方針の適用対象外とします。ただし、解体・改修等を行う場合においては、法令に基づき適切な処理を行います。

●耐火被覆材、断熱材、保温材（レベル2）

【耐火被覆材】

- ・耐火被覆板
- ・けい酸カルシウム板第二種

【断熱材】

- ・屋根用折版裏石綿断熱材
- ・煙突用石綿断熱材

【保温材】

- ・石綿保温材

- ・けいそう土保温材
- ・パーライト保温材
- ・石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ・不定形保温材（水練り保温材）

（３）吹付け材等の状態

吹付け材等の状態を目視で「劣化が大きい」、「劣化が小さい」、「安定している」に分類します。

＜吹付け材・屋根用折版裏石綿断熱材＞

●「劣化が大きい」とは、以下の状態です。

- ・吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材の表面全体に毛羽立ちがある場合
- ・繊維のくずれがある場合
- ・繊維の垂れ下がりがある場合
- ・吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材の表面全体に損傷・欠陥がある場合
- ・吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材が下地と遊離している場合

●「劣化が小さい」とは、以下の状態です。

- ・損傷・欠陥は局部的で損傷部等の周辺の吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材は下地にしっかり固着している場合
- ・損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合

●「安定している」とは、以下の状態です。

- ・吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材の表面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合
- ・下地の腐食、ひび割れ等の影響による損傷がない場合
- ・結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
- ・下地と吹付け材又は屋根用折版裏石綿断熱材との間が遊離し、浮いた状態でない場合

＜保温材・耐火被覆材＞

●「劣化が大きい」とは、以下の状態です。

- ・保温材の保護材が剥離し、露出した保温材の繊維のくずれ等が見られる場合
- ・耐火被覆材の表面が全体的に荒れ、剥離している場合

●「劣化が小さい」とは、以下の状態です。

- ・保温材の保護材が部分的に剥離しているが保温材は露出していない場合
- ・耐火被覆材の表面が部分的に荒れている場合

●「安定している」とは、以下の状態です。

- ・保温材及び耐火被覆材が安定しており、劣化も進んでいない場合

＜煙突用石綿断熱材＞

●「劣化が大きい」とは、以下の状態です。

- ・断熱材の表面が全体的に荒れ、剥離した形跡がある場合

- ・ 断熱材に著しい損傷がある場合
- 「劣化が小さい」とは、以下の状態です。
 - ・ 部分的に断熱材の劣化や損傷の兆候が見られる場合
- 「安定している」とは、以下の状態です。
 - ・ 断熱材が安定しており、劣化も進んでいない場合

(4) 使用されている部屋等の使用頻度

部屋等の使用頻度の程度については、以下のとおりです。

- 「使用頻度が高い」とは、居住室、教室、事務室、図書室、会議室、ホール、廊下、階段、湯沸室等であって、常時使用する場所をいいます。
- 「使用頻度が低い」とは、倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等をいいます。ただし、その場所に常駐者がいる場合は、「使用頻度が高い」に含まれるものとします。

3 吹付け材等への対策の考え方

吹付け材等が確認された場合は、状況に応じて、応急措置（立入禁止措置、シート被覆等による飛散防止措置、やむを得ず立ち入る職員等の防じんマスク着用）を行います。また、空気中アスベスト濃度を測定し、飛散状況の確認を実施します。

建築物に使用された吹付け材の処理方法としては、そのものを除去する「除去」と、飛散防止のための措置として薬剤を含浸する「封じ込め」、または板材などにより完全に覆う「囲い込み」の方法があります。（以下、除去、封じ込め、囲い込みを「措置」という。）

これらの対策は、可能な限り早く講ずることとします。また、必要に応じて、目視による吹付け材等の状態と使用されている部屋等の使用頻度から、使用箇所ごとに以下に示す表を用いて優先順位を判断し、対応します。

(1) ひる石等以外の吹付け材、屋根用折版裏石綿断熱材、保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材について

部屋等の使用状況		吹付け材等の状態		劣化が大きい	劣化が小さい	安定している
		高い	低い			
使用頻度	高い	居室、教室、事務室、図書室、会議室、ホール、廊下、階段、湯沸室等		A	B	C
	低い	倉庫、機械室、電気室、変電室、非常階段等		B	C	D

[措置の内容]

- A：可能な限り速やかに、措置を講じる。
- B：早い時期に、措置を講じる。但し、学校施設や県民の利用が多い施設などは、必要に応じ、可能な限り速やかに措置を講じる。
- C：中長期的に、措置を講じる。但し、学校施設や県民の利用が多い施設などは、必要に応じ、早い時期に措置を講じる。
- D：当面の間は、点検・記録による管理を行い、順次措置を講じる。

※ 煙突用断熱材については、屋外への飛散も懸念されることから、当該煙突の施設周辺の屋外の状況も考慮して判断すること。

(2) ひる石等について

ひる石等以外の吹付け材は、綿状であるため、劣化の度合いによりアスベストの飛散性が推定され、除去等の時期を判断できますが、ひる石等はバーミキュライト（ひる石）やパーライトを骨材としてセメント等で固定化して粒状の状態としたものであり、劣化の度合いでは飛散性を推定するのが困難です。そのため、ひる石等においては、存在が確認されたものは、劣化の度合いに関わらず部屋等の空气中アスベスト濃度を測定した結果に応じて対応します。

- ・アスベスト濃度が1本/Lを超過している場合
 - ・・・可能な限り速やかに、措置を講じる。
- ・アスベスト濃度が1本/L以下である場合
 - ・・・当面の間は、点検・記録による管理を行い、必要に応じ措置を講じる。

4 処理方法の選定

処理方法を選定するにあたっては、改修計画の有無、工事の難易度、吹付け材等の劣化状況及び施設の利用状況等を勘案して、「除去」、「封じ込め」又は「囲い込み」を選択することとします。

なお、原則として、「封じ込め」及び「囲い込み」については、吹付け材等の劣化

が小さい、もしくは安定している場合に適用するものとし、将来に亘る安全性を確保する観点から使用頻度が高く、劣化が大きい施設については、除去を選択するものとします。

5 処理後の対応

封じ込め又は囲い込みを実施した部位、あるいは除去を実施したが物理的障害により完全な除去ができない部位が存在する場合、次の方法により、適切に維持管理を行います。

- ① 封じ込め又は囲い込み状態が適切に維持されていることを年1回以上、目視により確認します。
- ② ①で異常が確認された場合は、必要に応じて、封じ込め又は囲い込み状態の再確認と飛散防止措置（再度の封じ込め処理等）を講じます。また、空气中アスベスト濃度を測定して飛散状況の確認を行い、アスベスト濃度が1本/Lを超過し、ばく露のおそれがあると判断された場合については、早急に飛散防止措置（再度の封じ込め処理等）を講じます。